

津市生活困窮者支援調整会議設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日

改正 平成 30 年 9 月 30 日

(設置)

第 1 条 生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者をいう。）に対する支援について、個別かつ具体的な支援の調整を図るため、津市生活困窮者支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 支援調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援の種類、内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）の適性に係る協議に関すること。
- (2) プランの調整に関すること。
- (3) プランの評価に関すること。
- (4) その他生活困窮者の支援に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 支援調整会議は、委員 15 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 支援調整会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援調整会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 支援調整会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 支援調整会議は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 支援調整会議の庶務は、健康福祉部援護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則（平成30年9月30日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。